

令和 **6** 年度版

安来市民支援制度

安来市の市民支援制度（補助金・助成金等）を紹介します

市民の皆さんが暮らしやすく、活動しやすくなるよう、安来市では各種支援制度を設けています。自治会やグループなどで活用できるメニューもあります。確認いただき、ぜひ活用ください。

○掲載している内容は概要です。担当課やホームページなどで必ず各制度の詳細を確認ください。

○農林業や商工業については他の補助金や助成金があります。詳しくは担当課へ相談ください。

○市ホームページに一覧を掲載していますのでご覧ください。

トップページ＞くらし＞市民活動・地域づくり＞地域づくり＞

市民支援制度（補助金・助成金等）

（右の二次元コードからもご覧いただけます）



この冊子は広報紙から抜き取ってご活用ください。

住まい

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
行政告知端末の設置費助成 DX推進課 ☎ 23-3121	市内の住宅、事業所等への行政告知端末設置費用を助成	告知放送を利用する場合の告知端末機器代、光ケーブル引込工事費等を全額助成。 ※宅内工事は別途、費用がかかります。	行政告知端末を設置する人	随時 
空き家改修事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3059	空き家バンク登録物件の改修に対し費用の一部を助成	改修に要する費用の1/2（条件により上限50万円または上限100万円）	改修した空き家に3年以上居住する見込みのある人、またはその人と賃貸借契約を締結する空き家所有者	随時 
木造住宅耐震化等促進事業補助金 建築住宅課☎ 23-3325	既存木造住宅の耐震化等を促進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事または建て替え工事を行う者に対し費用の一部を助成	▼耐震診断費用の9/10(上限6万円) ▼耐震補強設計及び耐震改修工事に要する費用の8/10(上限100万円) ▼建て替え工事に要する費用の8/10(上限100万円) ※その他条件がありますので、詳しくは問い合わせください。	市内に住宅（昭和56年5月31日以前に建築）を所有している人又は所有者から承諾を得た者 ※耐震診断を除くメニューは、上部構造評点が1.0未満の木造住宅が対象	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件 
ブロック塀等安全確保助成事業補助金 建築住宅課☎ 23-3325	ブロック塀等の除却または建て替えに要する費用の一部を助成	対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度）の2/3(上限一敷地当たり26.4万円)	市内にブロック塀等を所有する人で、市税の滞納がないこと	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件
老朽危険建築物等除却助成事業補助金 建築住宅課☎ 23-3343	老朽化で倒壊等危険性のある不良木造住宅または空き家等（条件あり）の除却費用の一部を助成	除却費用（標準除却費：令和6年度32,000円/㎡が限度）の4/5（上限100万円）	老朽危険建築物等の所有者・相続人、老朽危険建築物等の存する土地の所有者	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件
市産木材利用促進補助金 農林振興課 ☎ 23-3335	市産木材を使用した住宅の新築・増改築・修繕・リフォームの費用を助成	建築に使用する市産木材1㎡当たり3万円（限度額30万円）	市内に住所を持ち（市内移住予定者含む）、同一世帯の全員に市税の滞納がない人	随時（ただし予算状況により年度途中で終了の場合あり）

コミュニティ・自治会

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
地域づくり支援事業補助金 地域振興課☎ 23-3070 広瀬地域センター ☎ 23-3205 伯太地域センター ☎ 23-3303	市内の地域課題に対し、活力ある集落・地域づくりに向けて、住民自らが取り組む事業を支援	対象事業費の2/3以内 【地域魅力アップ事業】 上限20万円 【地域ジャンプアップ事業】 上限50万円	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時 ※年度内の実績報告が要件 

コミュニティ施設整備支援事業補助金 地域振興課☎ 23-3070	自治会の集会施設の改修・修繕・新築等の施設整備にかかる費用を支援	▼新築・改築：総事業費の1/3以内（上限300万円） ▼改修・修繕：総事業費の1/3以内（上限100万円） ▼整備：原材料費の1/2以内（上限50万円）	安来市自治会振興に関する規則に定める自治会（整備のみ、市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体も可）	随時 ※年度内の実績報告が要件
小型除雪機購入費支援事業 地域振興課☎ 23-3070	冬季の安全で安心な生活を確保するため、住民自らが行う除雪に必要な小型除雪機の購入費を支援	①個人：購入費の1/2以内（上限10万円） ②複数の個人による共同利用：購入費の1/2以内（上限：構成員数×10万円、ただし30万円まで） ③自治会：購入費の2/3以内（上限：構成員数×10万円、ただし50万円まで） ④複数の自治会で構成されている自主防災組織、又は生活支援協議体：購入費の2/3以内（上限：構成自治会数×50万円）	対象者：左の①～④に該当する個人又は団体で、この補助金の交付を受けたことがない者（同一世帯の者が交付を受けている場合は対象外）。対象となる小型除雪機：市内に本店又は支店を有する事業者からの購入であること。乗用でないものであること。購入前新品のものであること。	随時 ※年度内の実績報告が要件 
市民活動補償制度 地域振興課☎ 23-3067 広瀬地域センター ☎ 23-3205 伯太地域センター ☎ 23-3303 土木建設課☎ 23-3311	自治会や自主的に構成された活動団体が市民活動、ボランティア活動中に負った事故に対する補償	【賠償責任補償】 ▼身体賠償：1人1億円、1事故1億円▼財物賠償：1事故1億円▼受託品賠償：1事故100万円 【傷害補償】 ▼死亡：500万円▼後遺障害15～500万円▼入院補償4500円/日▼通院補償3000円/日	自治会や自主的に構成された活動団体 ※団体の事前登録が必要（自治会は事前登録不要）	随時

災害・安全

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
自主防災組織育成事業補助金 防災課☎ 23-3074	▼防災資機材の購入や防災訓練等の実施に要する費用の一部を補助 ▼防災士資格取得に要する経費を全額補助（旅費を除く）	【防災資機材購入・防災訓練等】 対象経費の2/3以内（4回目以降は1/2以内） 上限は組織の構成世帯数に応じて4～16万円まで 【防災士資格取得】 研修受講料・受験料・教本代金・登録料の合計額	【防災資機材購入・防災訓練等】 市の認定を受けた自主防災組織 【防災士資格取得】 自主防災組織または自治会の推薦を受けた人	随時 
災害見舞金 防災課☎ 23-3074	住家（母屋）が災害で被害を受けた場合の災害見舞金	▼全壊、全焼：3万円 ▼半壊、半焼：2万円	被害を受けた世帯主	随時 ※罹災証明書が必要
防犯灯設置事業補助金 総務課☎ 23-3015	防犯灯の新設や取り換えの場合の補助 ※電球や消耗品の交換、移設は除く	事業費の1/2（100円未満切り捨て） 【限度額】 ▼既設電柱等：1灯当たり15,000円（LED灯25,000円） ▼専用柱新設：1本当たり100,000円	自治会、地縁団体	随時 

医療・福祉

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
新生児聴覚検査費用助成 子ども未来課 ☎ 23-3209	新生児期の聴覚検査費用の一部を助成	検査費用の上限4千円を助成（1人1回）	市内に住所がある人が出産した新生児	随時
子ども医療費助成金 市民課 ☎ 23-3084	0歳から中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来・薬局等の自己負担分の全額	0歳から中学3年生までの子ども	随時
福祉医療費助成金 市民課 ☎ 23-3084	障がいのある人、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来の自己負担割合を1割に軽減（自己負担上限あり）、薬局での自己負担なし	身体障がい、知的障がい、精神障がい、65歳以上で3カ月以上寝たきりの人、ひとり親家庭の人で一定の条件を満たす人	随時 
NEW 住民主体生活支援訪問サービス事業補助金 介護保険課 ☎ 23-3297	住民主体で要支援認定者等の高齢者に生活支援サービスを提供する団体への補助金	運営に係る費用の全額（上限16万円＋加算） 事業立上げに係る費用の全額（上限10万円）	住民主体の生活支援サービスを実施する5人以上（地域住民1人を含む）の団体	随時
精神障害者通院医療費助成金 福祉課 ☎ 23-3216	精神障がい者が通院医療を受ける場合に、医療費を助成	医療費の一部負担金（自己負担上限額）の1/2以内の額	自立支援医療受給者証の交付を受けた人（同一医療保険の加入者全員が市民税非課税）	随時
身体障害者用自動車改造費助成金 福祉課 ☎ 23-3216	身体に障がいがある人自らが所有・運転する自動車の改造経費や、介護用自動車への改造などに対し、経費の一部を補助	経費全額（上限10万円）	▼身体障害者手帳所持者で上・下肢あるいは体幹に障がいのある人 ▼下肢または移動機能障害1～2級あるいは体幹機能障害1～3級の人の介護者	随時 
障害者自動車運転免許取得費補助金 福祉課 ☎ 23-3216	普通、大特1種免許取得に係る費用を助成	当該経費の2/3（上限10万円）	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持っている人	随時
人工透析患者通院費助成 福祉課 ☎ 23-3288	身体障がい者が人工透析を受けるために通院した際の通院費の一部を助成	助成基本額（自宅から医療機関まで公共交通機関を利用したとみなし計算）の1/2以内の額	身体障害者手帳1級を有し、透析のため通院している人（本人と同じ医療保険の加入者全員が市民税非課税）	3月および10月
難聴児補聴器購入助成費 福祉課 ☎ 23-3216	身体障害者手帳交付対象ではない難聴児の補聴器購入費用の一部を助成	補聴器の購入費と基準価格を比較して、少ない方の額に2/3を乗じた額	市内に住所がある18歳未満の児童（所得制限あり）	随時
母子家庭等自立支援教育訓練給付金 福祉課 ☎ 23-3248	就業に有利な資格を取得するための受講経費の一部を教育訓練給付金として支給	指定された教育訓練を受講する際、対象講座の受講料の60％に相当する額（上限あり、下限1万2千円）	母子家庭の母、父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者、または、同様の所得水準にある人	随時 ※要件あり。 必ず受講前相談が必要。

母子家庭等高等職業 訓練促進給付金 福祉課 ☎ 23-3248	▼資格取得のため、 養成機関で修業する 人に、修業期間中、 給付金を支給 ▼訓練修了後に一時 金を支給	▼市民税課税世帯 月額 7 万 500 円 ▼市民税非課税世帯 月額 10 万円 ※修学期間の最後の 12 カ月は月 額 4 万円を加算	母子家庭の母または 父子家庭の父で、 児童扶養手当を受 給しているか同様の 所得水準の人	随時 ※要件あり。 必ず受講前 相談が必要。
不妊治療費助成制度 子ども未来課 ☎ 23-3222	医療保険の適用となる 次の治療費を助成 ▼一般不妊治療費助 成：不妊治療および 検査、また人工授精 に要した治療費の一 部を助成 ▼生殖補助医療費助 成：生殖補助医療に 要した治療費の一部 を助成 ▼不育症治療助成： 不育症の原因を特定 するための検査及び 治療に要した治療 費の一部を助成	▼一般不妊治療費助成 上限：1 年間 8 万円 ▼生殖補助医療費助成 1 回の治療につき上限 5 万円 ▼不育症治療助成 1 度の妊娠につき上限 5 万円	▼法律上の婚姻関係 または事実婚姻関係 にある夫婦であり、 夫婦の一方が市内に 住所を有する人 ▼夫婦ともに医療保 険の加入者である人 ▼医療機関において、 一般不妊治療、生殖 補助治療または不育 症治療を受けた人	随時 
がん治療等に伴う定 期予防接種再接種補 助事業 いきいき健康課 ☎ 23-3220	20 歳未満のがん患者 等の定期予防接種再 接種費用の補助	定期予防接種の再接 種に係る費用（上限額 あり）	▼がん治療等で定期 予防接種の免疫が低下 ・消失し、再接種が必 要と医師が認める人 ▼市内に住所を有する 20 歳未満の人（予防 接種の種類により年齢 制限あり）	随時 
おたふくかぜ（流行 性耳下腺炎）予防接 種費用助成 子ども未来課 ☎ 23-3222	おたふくかぜ予防接 種（任意接種）を無 料	1 回目、2 回目の接種 費用を全額公費とする	生後 1 歳から小学 校就学前の幼児	随時
風しん予防接種費用 助成 子ども未来課 ☎ 23-3222	風しん予防接種（風 しん単独ワクチン または麻しん風し ん混合ワクチン） 費用の一部を助成	接種費用の上限 4 千 円を助成（1 人 1 回）	▼妊娠中の女性の夫 ▼4 月 1 日において 18 歳以上 50 歳未満 の妊娠を希望する夫 婦または女性	随時
医学生、薬学生、看 護学生等奨学金 いきいき健康課 ☎ 23-3221	将来、市内医療機関 等に医師等として勤 務する意志のある医 学生等に修学資金と して奨学金を貸与	市内で一定期間勤務 することにより奨学 金の返還が免除となる ▼医学生・薬学生：月 額 5 万円（無利子） ▼看護学生：月額 3 万円（無利子）	安来市出身者で、将 来、市内の医療機関 等で一定期間医師等 の業務に従事する意 志のある医学生等	4 月 1 日 から 4 月 末日（募集期間）
骨髄移植ドナー支援 事業助成金 いきいき健康課 ☎ 23-3221	骨髄ドナーの負担 軽減を図るため助成 金を支給	通院または入院など、 一日につき 2 万 5 千 円（通算 7 日以内）	日本骨髄バンクが 実施する骨髄などの 提供を完了し、証明 を受けた人 ※勤務先で休業補償 がある場合を除く	随時 

独居老人世帯等緊急通報電話設置事業 福祉課 ☎ 23-3224	市の貸し出した緊急通報装置に係る警備会社の通報監視業務の費用負担	警備会社の通報監視業務費用の全額	65歳以上のひとり暮らし世帯または高齢者世帯で、日常生活に何らかの不安がある人	随時
NEW 高齢者補聴器購入助成事業 福祉課 ☎ 23-3216	市内在住の65歳以上の高齢者が補聴器を購入する際、費用の一部を助成	購入経費に対し上限2万円の助成。ただし助成額が2万円を下回る場合は、その購入に要する経費と同額。	市内在住で、聴覚障がいによる身体障害者手帳の対象外だが耳が聞こえづらく、補聴器利用で認知機能低下の予防が期待できると医師が判断した65歳以上の人	随時 
高齢者外出支援事業 福祉課 ☎ 23-3224	自宅が出発地か目的地で、次の場合に利用する介護タクシーの運賃の一部を負担 ①保健・福祉制度の申請・利用 ②福祉施設等への入退所 ③市主催の会議・研修会などへの参加 ④医療機関への受診および入退院 ⑤二親等以内の親族の冠婚葬祭への参加	片道の上限7,500円とする運賃（回送料金、待機時間料金、介護料金、有料道路の通行料金など運賃以外の料金は自己負担） ※往復で1回とし、1カ月に2回まで利用可能	65歳以上の市県民税非課税世帯（同居も含む）で、車椅子で移動が必要または寝たきりの人	随時 ※事前の登録が必要 

環境

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
安来市再生可能エネルギー機器等設置費補助金 環境政策課 ☎ 23-3098	住宅用太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池設備および木質バイオマス熱利用設備の設置費用の一部を補助	①住宅用太陽光発電設備 太陽電池の公称最大出力に応じた金額（上限12万円） ②太陽熱利用設備 対象経費の1/3（上限20万円） ③蓄電池設備 設置経費の満額（上限5万円） ④木質バイオマス熱利用設備 補助対象経費の1/3（上限15万円）	①③市内にある自らの住宅に設備を設置する者 ②④市内の住宅・事業所等に設備を設置する個人または法人等	随時 ※2月末までに完成し、実績報告することが要件
浄化槽設置整備事業補助金 下水道課 ☎ 23-3370	計画に定める集合処理区域外の高度処理型浄化槽設置者に対する補助	限度額は浄化槽の人槽に応じて定める（詳細は交付要綱による） 例：5人槽 36万円（40万8千円）、7人槽 46万2千円（49万2千円）など ※（ ）内は豪雪地帯での限度額	浄化槽設置者 ※詳しくは下水道課へ問い合わせください	4月から10月末まで ※令和7年1月までに設置完了が要件
定住促進飲用井戸設置事業補助金 環境政策課 ☎ 23-3102	市による水道設備設置が困難な地域で、飲用井戸等の設置費用の一部を補助	補助対象経費が ・150万円以下：対象経費の2/3 ・150万円を超える額：補助対象経費から50万円を控除した額（上限200万円）	自らの居住のために市内に飲用井戸等を設置する個人または共同利用の代表者	随時

廃棄物集積場設置整備費補助金 環境政策課 ☎ 23-3100	自治会等が設置・整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を補助	設置費用の 1/2 【上限】対象の集積場使用世帯数 ▼ 5～9 世帯：5 万円 ▼ 10～14 世帯：10 万円 ▼ 15 世帯以上：15 万円	自治会等	随時 ※ 3 月 末 ま で に 完 成、実績報告が要件
-----------------------------------	--------------------------------	--	------	---------------------------------

産業

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
サテライトオフィス等開設支援補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3107	サテライトオフィス等の整備に対し費用の一部を助成	整備に要する費用の 1/2 以内（上限 300 万円）	サテライトオフィス等を整備・運営する者	4 月 ～ 12 月 27 日
企業立地促進奨励金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3107	企業が新設、増設、移転をする際にかかる設備投資、賃貸借契約をする場合の家賃、雇用に応じて奨励金を交付	【立地奨励金】 投下固定資本総額×最大 30%（上限 3,000 万円） 【家賃助成金】 賃借料× 1/2（上限 20 万円 / 月） 【改修費助成金】 改修費× 3/4（上限 750 万円） 【雇用促進奨励金】 増加常用従業員数× 50 万円（上限 5,000 万円） 【用地造成費助成金】 土地取得・造成・調査費× 20%（上限 2 億円）	下記の業種を営む企業のうち、安来市企業立地促進条例に定める奨励措置を受けた企業 ・製造業 ・ソフト産業 ・宿泊業	随時 
商業再生支援対策事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3106	市内商業機能の維持・向上、快適な買物環境の創出による地域経済の活性化を推進する事業に対し補助	【小売店等開業支援事業】 新規開店のための改修費、備品購入費、広告宣伝費、家賃など 補助率：1/2（上限あり） 【買い物不便対策事業】 既存店舗の理解を得た、住民の買い物不便対策に資する事業費 補助率：2/3（上限 1,000 万円） 【移動販売・宅配支援事業】 移動販売や宅配に必要な車両や設備、運営費 ▼ 設備投資補助率：2/3（上限 200 万円） ▼ 運営費補助額：1 年目 10 万円、2 年目 8 万円、3 年目 6 万円（年間経費 20 万円超に限る） ▼ POS システム等レジ関連機器の経費補助率：2/3（上限 10 万円）	中小企業者等	随時 ※ 県の事前協議が必要 
展示会・商談会出展促進プログラム やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3105（産業サポートネットやすぎ）	各地の展示会、商談会に出展する場合の出展小間料や会場使用料、ブース装飾費、旅費等を支援	単年度 1 件あたり、最大 20 万円 補助率：対象経費の 2/3	中小企業等	4 月～12 月 

中小企業設備貸与制度保証金補給金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3105	しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方法により、市内に設備を設置するもので、保証金を財団へ一括して支払った補償金に対し補給	支払った保証金に10分の1.6を乗じて得た額以内（上限50万円）	市内に事業所を有し、保証金を一括して支払った者	随時
専門家サポート補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3105（産業サポートネットやすぎ）	経営課題の解決に向け、各種専門家の指導を受ける経費を補助	単年度1案件につき3回までのサポート 補助金額：1回のサポートにつき謝金3万円＋旅費	中小企業等	4月～12月 
人材スキルアップ支援補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3105（産業サポートネットやすぎ）	産業従事者の知識習得と人材育成を目的とし、セミナー等への参加、資格取得にかかる経費を補助	単年度1件あたり、最大10万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業等	4月～12月 
プロモーション支援補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3105（産業サポートネットやすぎ）	自社および自社商品の魅力向上、販路拡大を図ることを目的として、プロモーションを行う経費を補助	単年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業等	4月～12月 
結婚活動支援事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3059	市内に事業所を置く民間団体が行う独身者の結婚を支援する事業に補助	補助対象経費から収入額を控除した額（上限10万円）	結婚活動支援事業を企画・開催しようとする市内の団体	4月～12月 
中山間地域等直接支払交付金 農林振興課 ☎ 23-3332	農業の生産条件が不利な中山間地域で、農用地の維持・管理の取り決め（協定）に従った農業生産活動への交付	基礎単価、体制整備単価、加算措置を、急傾斜・緩傾斜の田・畑面積に応じた額	集落などを単位とする協定を締結する農業者等	随時 
多面的機能支払交付金 農林振興課 ☎ 23-3329	地域共同の多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道など）の質的向上を図る活動への交付	農地維持支払：田3,000円/10a、畑2,000円/10a 資源向上支払：田2,400円/10a、畑1,440円/10a 資源向上支払（長寿命化）：田4,400円/10a、畑2,000円/10aなど	農業者等で構成する活動組織	随時 
有害鳥獣被害対策事業費補助金 農林振興課☎ 23-3335	有害鳥獣による農林作物被害防止のため、当該年度に市内に設置した防護柵、爆音機等の購入費を補助	購入費（ガスボンベ、バッテリー等消耗品に要する費用を除く）の1/2以内の額 【上限】 個人：10万円 団体：30万円	市内で農地等を有し、維持管理をする農林作物生産者、農林作物生産者を有する集落組織、営農集団	随時 （ただし予算状況により年度途中で終了の場合あり）

この冊子は広報紙から抜き取ってご活用ください。